別記第２号様式（第５条関係）

**受託研究実施契約書**

受託研究の実施について、委託者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と受託者公立大学法人山口県立大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

**（目的）**

**第１条**　甲は、次に掲げる研究（以下「受託研究」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1)　受託研究に係る課題

(2)　受託研究の目的及び内容

**（実施期間）**

**第２条**　受託研究の実施期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

**（受託研究費）**

**第３条**　甲は、受託研究の実施に当たっては、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）として、山口県立大学の教員で受託研究に従事するものの人件費、受託研究の用に供する試験・研究機器及び施設の損耗料、受託研究に要する直接経費並びに事務費その他の間接経費の合計額金　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）を負担するものとする。

**２**　甲は、前項の受託研究費を乙が発行する請求書により乙が指定する期日までに乙に支払わなければならない。

**（受託研究の中止及び損害賠償）**

**第４条**　乙は、天災その他やむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、甲と協議の上、受託研究を中止することができる。

**２**　前項の場合において甲に損害が生じても、乙は、賠償する責めを負わないものとする。

**（受託研究費の変更）**

**第５条**　受託研究の実施期間中において、研究内容の変更、受託研究の中止等により受託研究費に変更が生じたときは、遅滞なく、甲乙協議の上、この契約を変更するものとする。

**（研究成果の報告）**

**第６条**　乙は、受託研究を終了し、若しくは中止し、又は受託研究の実施期間が満了したときは、遅滞なく、受託研究に関する成果報告書を作成し、甲に報告するものとする。

**（研究成果の公表）**

**第７条**　甲又は乙は、受託研究の実施期間中において、研究成果を第三者に知らせようとするときは、相手方の同意を得なければならない。

**第８条**　乙は、受託研究の実施期間が満了したときは、研究成果を公表することができる。ただし、甲から業務上の支障が生じるおそれがあるなどの正当な理由を明示した書面により研究成果を公表してはならない旨の申入れがあったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

**（特許の出願）**

**第９条**　乙は、山口県立大学の教員で受託研究に従事したもの（以下「受託研究従事者」という。）が受託研究を実施した結果独自に発明を行ったときは、当該受託研究従事者及び甲と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

**２**　乙は、前項の発明に係る特許を受ける権利を当該受託研究従事者から承継した上で独自に特許を出願しようとするときは、あらかじめ、甲の同意を得るものとする。

**（準用）**

**第１０条**　前条の定めは、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

**（疑義の解決）**

**第１１条**この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

**（履行の決定）**

**第１２条**　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　公立大学法人山口県立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長